

文化芸術推進基本計画（第 1 期）期間における
文化芸術をめぐる環境と政策の歩み

はじめに

本資料においては、文化芸術に係る新型コロナウイルスの影響及びそれに対する文化庁をはじめとする政府の対応についてまとめている。

これは、文化審議会文化政策部会委員からの、「新型コロナウイルス感染症により、我が国の文化芸術は多大な影響を受けており、各戦略の進捗については、この点を考慮し評価することが必要である」とのご意見を踏まえ、まとめたもので、評価の前提ともなるものである。

①文化芸術推進基本計画（第1期）策定後の文化芸術行政の動き

第1期基本計画の策定の後、法令改正、税制改正、関連文書の取りまとめ、組織再編、施設整備など文化芸術行政の推進に当たっては多くの進展が見られた。中間評価にあたり、計画期間中の文化芸術行政の歩みについて主なものをまとめる。

【平成30年】

3月	閣議決定	文化芸術推進基本計画（第1期）閣議決定
4月	法律	国際観光旅客税法の成立
	施設整備	国立映画アーカイブ開館
5月	法律	著作権法の一部を改正する法律の成立
6月	法律	・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立 ・国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の成立 ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立 ・文部科学省設置法の一部を改正する法律の成立
10月	組織再編	文化庁組織再編（部制の廃止）
12月	法律	特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の成立
	税制	・文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充 ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充

（法律）

・著作権法の一部を改正する法律の成立

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするもの。

・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要との問題意識の下、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの。

・国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の成立

国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要である点にかんがみ、国際文化交流の祭典の実施を推進し、国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与、世界の文化芸術の発展に貢献及び 我が国の国際的地位の向上に資することを目的としたものであり、議員立法により成立。

・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

文化芸術が、創造又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るもの。本法律に基づき、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定。

・文部科学省設置法の一部を改正する法律の成立

京都への全面的な移転に向け、文化に関する施策を総合的に推進するため、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文化庁の所掌事務に加えるとともに、文化庁の所掌事務として、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務を移管することなどを通じて、文化庁の機能強化を図ることを目的として成立。

【平成 31 年／令和元年】

1月	制度創設	国際観光旅客税制度開始
3月	閣議決定	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第1期）策定
4月	法律	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の成立
6月	法律	日本語教育の推進に関する法律の成立
12月	税制改正	・一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設 ・障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長

(法律)

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の成立

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関する、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するもの。

- ・日本語教育の推進に関する法律の成立

日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するものであり、議員立法により成立。

【令和2年】

4月	組織再編	参事官（文化観光担当）、参事官（食文化担当）新設
	法律	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の成立
6月	法律	著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の成立
7月	施設整備	国立アイヌ民族博物館を中核施設とする「民族共生象徴空間（ウポポイ）」開業
10月	施設整備	国立工芸館移転開館
12月	税制改正	・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充 ・美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充
	関税	・保税地域の運用の弾力化（国際的なオークションやアートフェアの開催に際し、保税地域の活用が可能である旨を明示）

(法律)

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の成立

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずるもの。

- ・著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の成立
著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置、著作権者等から許諾を得て著作物等を利用する権利について第三者への対抗力を付与する措置等を講ずるとともに、プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する著作物がプログラム登録されたものであることの証明を受けられることを可能とする等の措置を講ずるもの。

【令和3年】

4月	法律	文化財保護法の一部を改正する法律の成立
5月	法律	著作権法の一部を改正する法律の成立
12月	税制改正	・博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置 ・障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長
	関税	・保税地域の運用の弾力化（国際的なギャラリーも、保税地域の活用が可能である旨を明示）

(法律)

- ・文化財保護法の一部を改正する法律の成立

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めるもの。

- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずるもの。

②文化芸術に係る新型コロナウイルスの影響

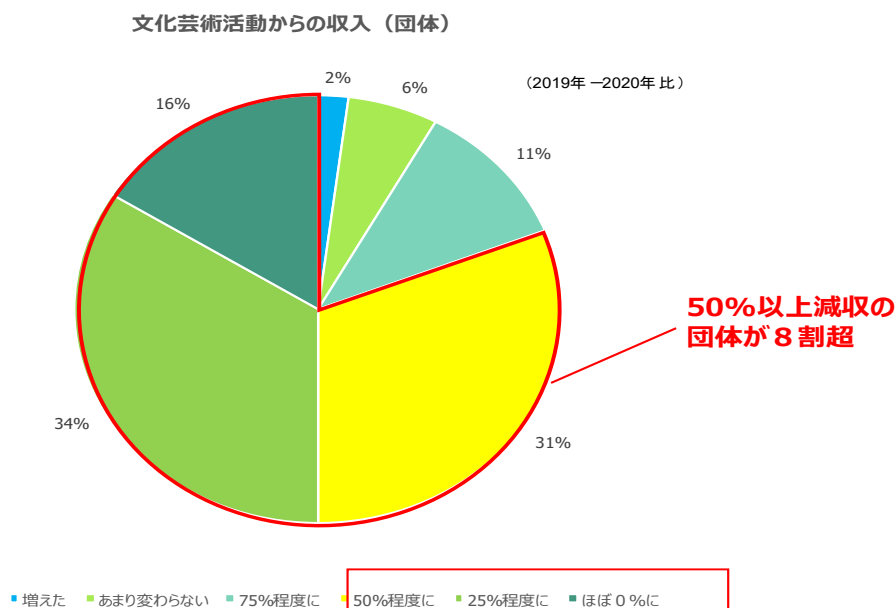
(1) 文化芸術イベントの中止、延期、規模縮小

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年2月以降、文化芸術団体が開催するコンサート、公演等のイベントについて、政府・地方公共団体より中止・延期・規模縮小の要請がなされ、通常通りの開催が困難となった。この影響は、東京都において、4度の緊急事態宣言及び2度のまん延防止等重点措置区域の指定がなされるなど、全国各地に影響を及ぼし、多くの文化芸術団体の売り上げの減少・活動の停滞を招いた。

(参考) 東京都の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の期間

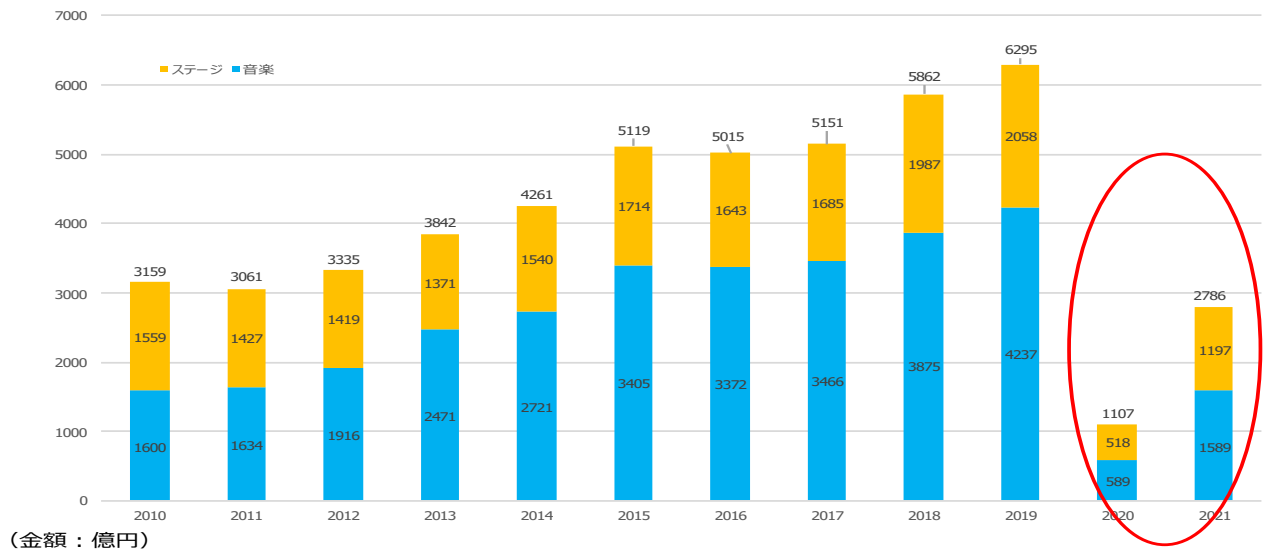
- ①令和2年4月7日～5月25日 緊急事態宣言
- ②令和3年1月8日～3月21日 緊急事態宣言
- ③令和3年4月12日～4月24日 まん延防止等重点措置
- ④令和3年4月25日～6月20日 緊急事態宣言
- ⑤令和3年6月21日～7月11日 まん延防止等重点措置
- ⑥令和3年7月12日～9月30日 緊急事態宣言
- ⑦令和4年1月21日～2月13日 まん延防止等重点措置

- 令和2年4月以降、度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令され、売上の減少等によりその存続が危ぶまれる文化芸術団体が多数生じるとともに、実演家、技術スタッフ等の雇用の継続が困難となり、文化芸術の困窮を招いた。



【出典】(独) 芸術文化振興会、文化芸術推進フォーラム調べ

- 2020年のライブ・エンタテインメント市場の市場規模は、2019年比で82.4%減少しており、（2021年に一定の回復を見せたものの、）コロナ禍による極めて大きな影響を受けていることが見て取れる（2021年は推計値）¹。



出典：ぴあ総研調査「ライブエンタテインメント市場規模・将来推計」

- 文化芸術推進フォーラムの調査によると、各事業分野における2020年事業収入減少率は、飲食業で-27%、宿泊業で-37%、航空産業で-52%となっている一方で、劇場で-70%、クラシック音楽で-55%、バレエ・ダンスで-58%となっており、文化芸術分野におけるコロナ禍の影響は、飲食や観光等の他業種と比べても甚大である。
- コロナ禍の影響により、文化芸術を生業とするフリーランスの地位が不安定であることや、公演等の出演に際して、依頼主と出演者との間で契約を締結する慣行が浸透していないことなど、文化芸術分野の現状が明らかとなった。また、文化芸術の担い手に対して、迅速かつ的確な活動支援を実施することの困難性が確認された。

(2) 文化芸術活動等の減少

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度における国民の文化芸術の鑑賞活動等が大きく減少した。
 - ・ この1年間に文化芸術イベントを直接鑑賞したことがあると回答した人の割合は、令和2年度は

¹ ぴあ総研調査による

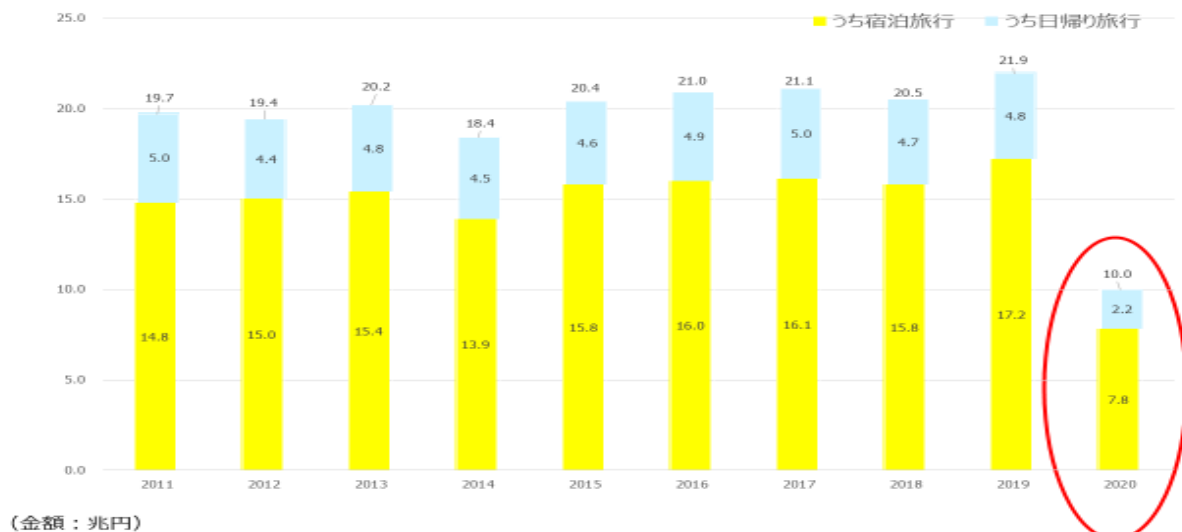
41.8%となり、前回（67.3%）から大幅に低下。子供についても同様の低下傾向。

- ・「鑑賞したものはない」と回答した人に理由を尋ねたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展示会などが中止になった、又は外出を控えたから」と回答した人の割合が 56.8%と半数以上を占め、鑑賞割合の低下は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい。
- ・文化芸術イベントを直接鑑賞する頻度について、減少したと回答した人の割合は 76.9%。
（この1年間で直接鑑賞した人及びコロナの影響で鑑賞できなかった人の中での割合）
- ・この1年間に有料のオンライン配信で鑑賞したものと回答した人の割合は令和2年度で 27.7%となった。
- ・鑑賞状況の変化により、直接鑑賞が大幅に減少した人の 87.2%が「楽しみ」が減った、86.4%が「文化芸術に使うお金」が減った、66.6%が「共通の趣味を持つ人との交流」が減った、66.3%が「幸せ」が減ったと回答。

- また、鑑賞活動のみならず、学校における文化部活動や、地域の合唱団、オーケストラ等の活動についても、その活動の縮小を余儀なくされるなど、大きな影響を受けている。令和2年度に鑑賞以外の文化芸術活動を実施、支援したことがあると回答した人の割合は 14.2%と前回（21.7%）から低下した。

（3）観光需要の低下による文化関係者への影響

- 海外入国者の急激な減少及び国内移動制限の要請の影響、文化関係団体の公演の中止、博物館・美術館等の文化施設の閉館、展示会延期・中止等による日本人観光客の減少により、観光需要が激減し、各文化芸術団体・文化施設が売上面で多大な影響を受け、一部の団体・施設は経営危機に陥っている。



出典：観光庁「旅行・観光」消費動向調査

- 文化施設の開館に際して、徹底したコロナ対策（換気、消毒、オンラインチケット販売等）や、オンライン配信への対応を求められるなど、館運営の転換の必要性が生じた。

（４）海外との文化交流の停滞

- 令和２年２月以降、海外からの入国について厳しい制限が課せられており、海外の実演家、脚本家、技術スタッフ、クーリエ等の入国が停止している。
- 令和２年度後半より、出入国在留管理庁及び厚生労働省等の関係省庁との調整により、一部の入国が認められてきたものの、多くの実演家・技術スタッフが入国を断念する事態は継続しており、世界的な実演を觀賞する機会が失われている。令和３年度後半の変異株による感染拡大に伴い、改めて海外からの入国は困難となりその影響は長期化している。
- 海外の美術作品を我が国において展示する大規模展覧会についても、美術作品及びその管理を担うクーリエの入国が困難となり、往来が途絶え、舞台公演と同様に、世界的な美術作品を鑑賞する機会が失われている。
- 我が国の実演家・技術スタッフ等の海外渡航も極めて困難な状況にある。文化芸術団体による海外公演等はその多くが中止になるなどの影響を受けている。

（５）日本語教育

- 新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限の長期化により、外国人留学生への日本語教育を担う日本語教育機関に多大な影響が生じ、存続の危機を迎えている。
 - ・ 在留外国人統計（出入国在留管理庁）によれば、2020年度末時点で、留学生は対前年度比で18.2%減（在留外国人全体では1.8%減）と、留学生の減少が著しい。
 - ・ 留学生の中でも、外国人留学生在籍状況調査結果（日本学生支援機構）によれば、2020年5月1日時点での日本語教育機関における留学生数は、対前年度比で27.4%減（留学生全体では10.4%減）と、日本語教育機関が特に影響を受けている。

（６）文化財

- 地域の伝統文化を未来に継承するとともに、地域の絆の礎として機能してきた、伝統行事や民俗芸能等、文化的行事（祭礼等）等の事業が、コロナ禍の影響を受け、開催の自粛、中止・規模の縮小を余儀なくされた。

- 地域の祭礼等については、上の世代から下の世代への口伝等の伝承方法により、連綿と受け継がれてきた技能やしきたり等も多く、開催が中止になることで地域の伝統を次世代へ継承することが困難となっている。
 - ・ 令和 2 年度における重要無形民俗文化財に指定する行事等の実施状況は、58%が中止となり、例年通り開催したもの(小規模な行事等)が 9%、ほか時期や内容を変更して開催(神事のみ実施等)した割合が 33%であった。
 - ・ 令和 2・3 年度における地域文化遺産における伝統行事等の実施状況については、2 年とも中止または内容を変更して開催したものの割合が 71%であった。

(7) 文化部活動・子供の文化芸術活動への影響

- 学校におけるクラスター発生事例が多数確認されたことから、文化部活動に大きな制限が課せられた(例えば、全国高等学校総合文化祭については、令和 2 年度は中止、令和 3 年度はリモート開催となっている。)
- 子供の文化芸術活動についても、団体の出張公演の自粛等により、文化芸術体験機会の減少などの影響を受けている。
 - ・ 令和 2 年度における伝統文化親子教室事業の実施件数については、前年度に比べ 28.1%減となった。
 - ・ 令和 2 年度における文化芸術による子供の育成事業については、学校等における巡回公演数が前年度に比べ 13.5%減、学校等への芸術家派遣箇所数は前年度に比べ 33.6%減となった。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術への支援策について

令和 2 年 2 月以降、文化芸術活動は著しく縮小することとなったが、こうした事態を打開するため、文化庁やその他関係省庁では、補正予算・予備費による支援、文化施設の運営や文化芸術活動の実施に当たって感染拡大を防止するために必要なガイドラインの策定、文化芸術イベントの開催に係るリスク評価、文化芸術関係者の入国制限の緩和、文化芸術関係者への職域接種等の施策を講じ、コロナ禍における文化芸術活動の再開・継続・充実を支援した。

- 活動支援…「文化芸術の継続支援事業」(令和 2 年度第 2 次補正予算)及び「ARTS for the future! 事業」(令和 2 年度第 3 次補正予算及び令和 3 年度補正予算)をはじめ、経済産業省事業(J-LODlive 事業)とも連携し、コロナ禍における文化芸術活動の再開・継続・発展を支援した。文化芸術関係者の意見も十分に聞き入れ累次の執行手続きの簡素化を図るなど、文化芸術関係団体の活動を維持することに大いに貢献しているものと考えられる。

- 感染拡大防止…文化芸術関係団体による感染拡大防止ガイドラインの策定支援など、文化芸術関係者が講じる効果的な感染拡大策の啓発・普及に関する取組を行った。なお、感染拡大防止ガイドラインに基づき感染拡大防止策を適切に講じた中で運営された文化芸術イベントにおいて、新型コロナウイルス感染のクラスター発生は確認されていない。

- 職域接種…国立文化施設において、ワクチン接種を希望する文化芸術関係者・団体に、迅速に接種環境を提供した。これにより、職域接種が困難な方も多い文化芸術関係者がワクチンを接種する機会を提供し、コロナ禍における文化芸術活動の継続に一定程度貢献したと考えられる。